

## 第2回福岡交通圏タクシー準特定地域協議会 議事概要

平成27年4月17日（金）13:30～

ホテルセントラーク博多

（開会）

【事務局】

定刻になりましたので、只今から、第2回福岡交通圏タクシー準特定地域協議会を開催致します。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。申し遅れましたが、今回から、事務局長を担当することになりました福岡市タクシー協会の藤田と申しますどうぞよろしくお願いを致します。

なお、本日の協議会につきましては、構成員の過半数のご出席をいただいておりますので、協議会設置要綱に基づき、本協議会が成立しておりますことをご報告を致します。

また、本日は報道機関の取材につきましては、協議会ガイドラインに基づき、原則公開とさせていただきますのでご了承を願致します。

また、本日の協議会には大変お忙しいなか、協議会構成員ではございませんけれども、九州運輸局の石田自動車交通部長様と末吉専門官様、三木専門官様、福岡運輸支局の中菌首席運輸企画専門官様にご出席されておりますので、ご紹介を致します。

折角の機会でございますので、石田部長様にご挨拶を賜りたいと思います。

石田部長よろしくお願致します。

【石田自動車交通部長】

皆様今日は、九州運輸局の自動車交通部長を仰せつかっております石田と申します、本日、オブザーバーながら参加させていただきますよろしくお願致します。

本日ご出席の皆様方、太田会長はじめ各自治体、商工会議所、タクシー事業者いろんな方にご参加頂きまして有難う御座います。運輸局が推進しております運輸行政、観光行政に日頃からご協力も頂いております、この場をおかり致しまして感謝申し上げます。

さて、この準特定協議会というのは、タクシー事業の適正化活性化に関する特別措置法というのに基づいて、行われているもので御座います。タクシー事業まさしく今、適正化と活性化が必要な状況で御座います。これを真摯に議論して頂くというのがこの場で御座います。

簡単にタクシー事業の状況を申し上げますと、タクシー事業を語る上で二つの指標が御座います。

日車営収というのと実車キロというのが御座います。日車営収というのは一日当たりの一台当たりの営業収入で御座います。これは何を示すかということ、要は1台沢山収益を上げればドライバーの方が儲かるという事で御座います。もう一つの実車キロというのは、タクシーのどの位の人が乗っているかの距離の総数で御座います。これが上がるとタクシーの事業の需要が活発化しているというのが判るもので御座います。日車営収どういう状況かと言いますと、タクシー事業は平成13年に規制緩和をやって御座います、今から約14年位前でございますが、その時の数字とよく我々比較して御座いますが、8%減少して御座います、つまり解りやすく言えばドライバーの方の給料が8%落っこっているという状況で御座います。

それから先程の実車キロ数、いわゆるどの位タクシー需要があるのかということのを比較致しますと実はこれずっとここ20年30年下降傾向にある訳で御座いますが、特に規制緩和の13年

の当時と比べると2割おっこっている訳で御座います。これだけ厳しい状況で御座いますが、タクシーはご案内の通り一人一人の方が自分の都合によって、目的地に行けるとい、一番我々に身近な公共交通で御座います。それを支える為にやはり事業の適性化、活性化というのを真剣に取り組んで行かなければ状況で御座います。その適正化に関しましては、まさしく本日の議題にも挙がって御座いますが、特定地域の指定を受けるかどうかというもので御座います。

詳細は後程説明させていただきますので割愛致しますが、この特定地域になりますとかなり厳しい法的な強制力が発生致しますので、この特定地域に我々が入るかどうかというのは、この協議会に於いて真剣にご議論頂ければと思っております。

それからタクシーの活性化で御座いますが、福岡のタクシー業界、非常にご尽力頂いてございます。例えば福岡空港に御座いますが、プレミアムタクシー良質なタクシーサービスを提供するという事で、タクシー会社さんが横断的にプレミアムタクシーというのを、同じカラーリングでやって御座いますが、こういう様な活性化の取組みもしくは、ニュースにもなりましたが、中洲地区における夜間のタクシーの駐停車間問題を片付けるという事で、大変ご努力されて御座います。昔は国体道路を抜けるのに1時間とかかったのが、今はスーッと抜けられる様な状況まで改善して御座います。

また、同じくニュースになったと思いますが、3月末に福岡のタクシー事業者、全国もしくは世界に先駆けて燃料電池のタクシーを導入して御座います。まだ僅か4、5台という程度で御座いますが、それ以外にも、福岡市のタクシーというのは、ハイブリッド車とか電気自動車が全体の14%ほど走って御座います。そういう意味では、環境対策に非常に力を入れているというのが福岡のタクシーの状況で御座います。

この活性化というのは、こういう様な色々な事をやって、如何に一人一人の交通を維持して行くかと、皆さんで考えて頂くという事で御座います。こちらの方も本日の議題の中に入って御座いますので、是非活発なご議論をお願いしたいと思います。

最後になりますが、我々オブザーバーというのは、法律の性格上我々が構成員になれないというもので御座いますが、やはりタクシー事業を我々専門に扱って御座いますので、議論が活発に進むように、若しくは円滑に進むように手助けをさせて頂きたいと思っております。オブザーバーでは御座いますが、何かご質問等あればお話頂ければ、我々対応させていただきますのでよろしくお願い致します。

改めまして本日のご議論、活発に行われるようお願い致します。

以上で御座います。

有難う御座いました。

## 【事務局】

有り難うございました。

運輸局さんと運輸支局さんには本協議会の運営に対しましてオブザーバーとして、ご支援ご協力をいただくようになっておりますので、引き続きよろしくお願い致します。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

先ず、「議事次第」でございます。続いて「構成員及び出席者名簿」と「配席図」をお配りしております。

資料としまして

資料1としまして「福岡交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱新旧対照表」

資料2としましてタクシー「サービス向上」「安心利用」推進法について、福岡交通圏における適正化・活性化事業の取組について

資料3としまして「準特定地域における適正と考えられる車両数について」

資料4としまして「特定地域の指定等について」

資料5としまして「特定地域の指定について」

資料6としまして「今後のタクシー事業の適正化、活性化を図るため」のアンケートの資料が添付して御座います。

ご確認をお願い致します。

資料に不足がございましたら、お申し出下さい。よろしいでしょうか。

無いようでございますので、

委員のご紹介につきましては、本来お一人お一人をご紹介させていただくところで御座いますけども時間の都合上、お手元に配布しております「出席者名簿・配席図」をもって、ご紹介に替えさせていただきたいと思っております。

なお、構成員の変更につきましては、議題（2）で報告させていただきますのでよろしくお願い致します。

それでは、はじめに、太田会長にご挨拶をお願いをいたします。

よろしくお願い致します。

#### 【太田会長】

皆様こんにちは。それぞれ年度末、年度変わりに色々行事の多い中を、ご出席を頂きまして有り難うございました。

この協議会は、昨年1月27日に施行されました「改正特措法」に基づいて、昨年2月に発足致しまして、私がこの協議会の会長に就任を致した次第で御座います。

第1回の協議会におきましては、九州運輸局長から公定幅運賃について、意見を求められ、皆様方のご協議をいただき、合意する旨の意見書を提出致したところで御座います。

タクシーは、地域における公共交通機関として大変重要な役割を担っております、その機能をですね十分発揮できるようにすることが重要だと思っております。

本日の協議会はですね、九州運輸局長から「特定地域の指定について」同意するかどうかという意見を求められております。

これまた、タクシー事業者の皆様にとりましては大変重要な案件でございますので、ここで今日十分にご議論を頂きまして、結論を得たいと考えております。

本来ならば、このテーマは昨年中に開催すべきところでありましたが、国交省の特定地域の指定基準作成が、規制改革会議との調整が遅れまして、本日の開催となりました。

本日は、議題としてですね、3つの議題を審議して頂くようになっておりますので、最後までよろしくお願いを致します。

会場の都合もありまして、一応15時、午後3時を目途に終了致したいと思っておりますのでよろしくご協力をお願い致します。

よろしくお願い致します。

#### 【事務局】

それでは、要綱第5条第2項によりまして、会長が協議会を代表して協議の場を総括するようになっておりますので、議事の進行を会長よろしくお願いを致します。

#### 【会長】

それでは早速議事に入らせて頂きます。

まず、議題（１）の「協議会設置要綱の改正について」、事務局から説明をお願い致します。

**【事務局】**

わかりましたそれでは、議題１の「協議会設置要綱の改正について」、お手元の資料（１）の「福岡交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱新旧対照表」により、説明をさせていただきます。

改正の内容につきましては、協議会設置要綱にあります公表等の日数について、国土交通省から示されております「特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン」に基づき変更するもので、運輸局から指導がありまして、改正をさせて頂くものでございます。

まず、資料の１ページをお開き下さい、これにつきましては改正につきましては、現行通りでございます。

次に、２ページでございますが、第４条第３項でございます、下から５行目のですね「２０日前」までを「３０日前」までに、変更をしたいと思っております。

それから次を開いて頂きまして３ページと、４ページにつきましては現行通りでございます。

次に５ページでございますが、上から９行目のですね第５条第１２項の「４０日前」までを「４５日前」までに変更したいということでございます。

それから同じく下から９行目の第５条第１４項にあります「２０日前」までをですね「３０日前」までに、変更するものでございます。

同じく「４０日前」までをですね「４５日前」までに変更させていただくもので、協議会の設置要綱及び、運営に関するガイドラインに合わせて改正をするものです。

公表日を早めて、公表したいとする内容でございます。

以上でございます。

**【会長】**

只今、要綱の改正について、説明がありましたが、何かご質問がありましたらどうぞ。

質問がないようでありますので、議決の方法を、事務局から説明して下さい。

**【事務局】**

１つだけ修正をさせて頂き下さい、先程、説明をしました５ページのですね、４０日前までとあるというのをですね、新では４５日と書いてございますところを、４５日前というふうで修正をお願い致します、どうもすみませんでした。よろしくお願い致します。

**【会長】**

書いてある通りでよいのですか。

**【事務局】**

４５日前というふうで訂正をお願い致します、新の方はですね。

**【会長】**

前までに

**【事務局】**

5 ページのところ、原稿は40日前と書いてあるのですが、これが新の方は45日とだけしか書いてごさいませんので、45日前というふうに訂正方お願い致します。

**【会長】**

そうゆう事で、ご質問がありましたらどうぞ。  
ご質問無いようでありますので、議決の方法を事務局から説明して下さい。

**【事務局】**

それではお手元にですね  
先程、説明致しました「新旧対照表」の3ページをご覧いただきたいと思えます。  
協議会の議決方法は、協議会設置要綱第5条第9項に規定されておりまして、設置要綱の変更は(2)に規定されております、以下の6項目の要件を全て満たすことになっております。  
6項目について読み上げさせていただきます。  
先ず1番目としまして、関係地方公共団体の長が全て合意すること。  
2番目としまして、設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両及びハイヤー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両及び、ハイヤー車両の台数の合計の過半数であること。  
③としまして、設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両及びハイヤー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両及びハイヤー車両の台数の合計の過半数であること。  
4番目としまして、労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。  
5番目としまして、地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。  
6番目としまして、法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。  
以上となっておりますので、よろしくお願い致します。

**【太田会長】**

只今、議決方法について事務局から説明がありました。  
本来ならば設置要綱第5条第9項(2)の規定に基づき、それぞれ①から⑥までの要件について、全て満たすことになっております。  
なかなか、1回説明を聞いただけではよく理解出来ないかと存じますが、  
今回の改正は、先ほど、事務局から説明がありましたとおりでありまして、協議会の設置及び運営に関するガイドラインに基づいて、運輸局からの指導により改正するものであります。  
そのため、一括して採決したいと存じますが、よろしいでしょうか。

《各委員から異議なしの声有り》

異議なしの声がありましたので、一括して採決したいと思います  
賛成の方は挙手をお願い致します。  
反対の方は挙手をお願い致します。  
全員賛成ということで、議題1の設置要綱の改正は承認されました。

【太田会長】

次ぎに議題（2）の構成員変更について事務局から説明して下さい。

【事務局】

それでは説明させていただきます、お手元に「構成員及び出席者名簿」を配布してございます。

前回の協議会より交代された方には※印を付けさせて頂いております。交代された方のみ、構成員名簿順にご紹介をさせていただきます。

先ず、福岡労働局労働基準部監督課長たさかひとし様が田坂仁志様に交代されております。

次に、福岡県企画・地域・振興部交通政策課長かからつかさ様が加唐司様に交代をされております。

次に、福岡市住宅都市局都市計画部長なごややすゆき様が名古屋泰之様に交代をされております。

次に、春日市都市整備部長わたなべこうじ様が渡辺浩二様に交代をされております。

次に、筑紫野市総務部長きはしまさゆき様が北橋正行様に交代をされております。本日は代理で安全・安心課長の八尋優一様がお出席でございます。

次に、古賀市総務部長なかのとしあき様が中野敏明様に交代をされております。

次に、太宰府市建設・経済部長いまむらこうじ様が今村巧児様に交代をされております。

次に、糸島市地域振興課長しげとみとしひこ様が重富敏彦様に交代をされております。

次に、大野城市都市計画課長なかがわゆうじ様が中川裕二様に交代されておりますが、本日は欠席でございます。

次に、那珂川町地域・整備部長とくながしゅうじ様が徳永修治様に交代をされております。

次に、糟屋町総務部長やすこうちつよし様が安河内強士様に交代をされております。

次に、篠栗町商工会事務局長やすこうちたたくに様が安河内正邦様に交代をされております。

次に、福岡県個人タクシー協会会長やましたともあき様が山下奉昭様に交代をされております。

それから今回から、新しくBLUEZ00有限会社代表取締役青柳竜門あおやぎたつと様が構成員になりました。

それから、私鉄九州ハイタク連合会 私鉄福岡西鉄タクシー労働組合執行委員長あおやぎたつと様が田中博則様に交代されております。本日は欠席でございます。

次に、MK労働組合連合会福岡分室分室長うらべまさき占部正喜様が新しく構成員になりました。

次に、オブザーバとして参加していただいております、福岡県警察本部 交通部 交通規制課長様かわののぶひさが河野修久様みやざきけんに交代されております。本日は代理で課長補佐の宮崎賢じろう次郎様じろうが出席して頂いております

それから、最後に、構成員の労働組合の福岡県労連さんと、地域住民代表の那珂川町商工会さんが脱退をされております。

最後に、事務局長でございますが、奥野から私、藤田に交代を致しました。宜しくお願いを致します。

構成員の変更につきましては、会長が把握すれば、良いことになっており、一覧表形式で示すものとなっております、配付資料「構成員及び出席者名簿」の通りでございます。

以上でございます。

#### 【太田会長】

構成員の変更につきましては、只今事務局から報告があったとおりでございますので、今後の協議会の審議につきましてはよろしくお願ひ致します。

それでは次ぎに、議題（３）「特定地域指定の件」につきまして、構成員ではありませんが、指定基準等を定めました関係で福岡運輸支局の中菌首席運輸企画専門官に説明をお願い致します。

#### 【福岡運輸支局 中菌首席運輸企画専門官】

福岡運輸支局の中菌でございます。

私の方から、配布資料２から５につきまして説明させていただきます。着座で説明させていただきます。

先ず、配布しております資料、これをですね１ページをめくって頂きたいと思ひます。

皆様すでにご承知の事とは思ひますが、タクシーの営業区域、これはタクシー特措法の適用を受ける地域と、受けない地域が存在致しております。はじめに、それぞれ営業区域における規制の違い、これをですね簡単に説明させていただきたいというふうに思ひます。

資料の１ページの右側に、新というふうを書いてある処がございます、１番上に青い枠で原則と書いています

これがタクシー特措法の適用を受けない処のこの規制でございます。

まず、新規参入規制につきましては許可制でございます、それから増車につきましては届出制、運賃につきましては自動認可運賃、これが適用されている所でございます。

続きまして、真ん中の段、右側緑の枠ですね、これをご覧になって頂きたいと思ひます。

これが、準特定地域の図でございます、規制は新規参入は許可制、それから増車については認可制、運賃につきましては、昨年の２月に作りました公定幅運賃ですね、これが適用となっているところでございます、で指定期間は３年となっております。

今現在、福岡交通圏は準特定地域という事になっております、この協議会において、真ん中に協議会のやること書いてありますが、地域計画、それから事業者さんが作る活性化計画さうゆうのを活用しながら、事業の適性化と活性化に取り組んで行くというような状況でございます。

中段の中ですね、オレンジ色の枠があると思ひますが、これが特定地域枠で御座います、今回と

いいですか準特定地域の中から指定要件を満たす場合にはですね、特定地域に指定される事となっております。特定地域になりますと新規参入と、増車は禁止でございます、それから強制力のあ  
る供給削減措置をとって頂く事になります。運賃については準特定地域と同様に、公定幅運賃が  
適用されるという事でございます。

指定基準につきましては、このあと公示に基づきまして説明したいと思っております、特定地域  
に指定されますと、供給過剰の解消これをはかるため、供給輸送力の削減方法でありますとか、活  
性化措置こうゆう事を協議会で協議を行って地域計画を策定する事になります、策定された地域計  
画は九州運輸局に申請がなされ、認可を受けることとなります。その後、認可を受けた地域計画に  
基づいて、各事業者さんは事業者計画を策定して、地域計画と同じように局長の方に認可申請をお  
こなって認可を受けるというような段取になっております。

また、この協議会というのがですね参加、不参加が自由に出来る協議会でありまして、当然、協  
議会に参加されない事業者さんでありますとか、地域計画に不同意の事業者さん、それから事業者  
計画の認可を受けない事業者さん、認可を受けたのだけが供給輸送力の削減を行わない、このよう  
な事業者さんが発生した場合、これに付きましては一定の条件をクリアした後に、営業方法の制限  
というものを行いまして、供給輸送力の削減の勧告でありますとか、命令でありますとか、認可事  
業者計画の変更命令こうゆう事を行う取扱になっております。

詳細につきましては同資料の7ページをご覧ください。

ここにですね、営業方法の制限による供給輸送力の削減勧告・命令というふうに、整理されてお  
りますので今日は時間の関係がございまして、最後までは説明は致しません、ここに書いており  
ますのでご確認頂ければと思っております。

続きまして、福岡交通圏における適正化と活性化の取組状況で御座います、配付資料の後半にな  
りますが、10ページの次にですね、青い枠の中に適正化・活性化事業の取組について、福岡交通  
圏ということで資料を添付しておりますよろしいでしょうか、ここに福岡交通圏における色々な諸  
データ、例えば運転手さんの労働環境でありますとか、特定事業計画の認定状況等について説明を  
してるんですけども、その中で資料の5ページを開けて頂きたいと思えます。

4項目として、特定事業計画の取組状況という形で、福岡交通圏での取組状況を整理した表で  
ございます、先ずタクシー事業者さんが実施主体となって行う事業、これ特定事業と呼んでおりま  
すが、これが利用者サービス向上に資する事業ということで3項目、情報通信技術の活用による運  
行の管理の高度化に関する事業がこれが2つ、利用者の特別の需要に応える為の運送の実施化に関  
する事業、このような形で、今まで特措法が施行されてから取り組んできた表を、各実施主体ごと  
に分けて整理した表でございます。時間の関係がございまして、全ては説明はしませんが、当初  
私共の部長の方からもお話があったように、事業の活性化ですねこれがタクシー特措法における、  
供給輸送力の削減、これと相まってまさに業界が取り組んで頂くべき重要課題と認識しているところ  
でございます、ここに今までの取組状況を整理しておりますが、更なる活性化策を皆さんに考  
えて頂いて取り組んで頂きたいと考えておる処でございます。

続きまして、資料の3をご覧ください。

準特定地域における適正と考えられる、車両数についての公示でございます、これを1ページ  
めくって頂きたいと思えます。ここにですね別添という形で公示の内容が書いてありますが、先ず

今現在、九州運輸局長の方で準特定地域における適正台数を査定しております。この結果をまとめたのがこれでございます、表の1番上の所ですね、都道府県が福岡、営業区域が福岡交通圏というふうに整理しております。

これによりますとですね、福岡交通圏の平成25年度末の車両数でございますが、左から2つ目の覧になります。4633両で適正台数、これの上限が4056両となっております、この上限というのは実働率85%という形で査定した結果の数値でありまして、これが4056両、下限につきましては実働率90%で査定した結果でございます、これが3831両、乖離率を見ますがこれは上限との乖離率を書いております、上限との乖離率は12.5%となっております、これが現在の福岡交通圏の状況でございます。

査定方法につきましては、資料1ページをめくって頂きまして、別紙という項目で指標と同時に付けております、これに基づいて計算した結果が、先程の別添でございますので、査定方法につきましては、後程、ご確認頂けたらと思います。

続きまして資料の4でございます、

特定地域の指定等について本年度1月30日付、私共の自動車局長から、九州運輸局長あて通達落ちてきてまして、これを参考にする事でやっております。

1ページめくって頂きたいと思っております。

別紙という事で、特定地域の指定等についてということでもとめられております、これの1.の特定地域の指定という事と、ここに括弧書きで1から6まで指定基準を示しております、指定基準の内容につきましては、この後、説明します福岡交通圏の状況、資料5になるのですが、これにあわせて内容を説明したいと思っております。

資料5をご覧ください。

先程説明しました1月30日付け通達の特定地域の指定等について、これに基づいて査定した結果が出まして、それが資料5でございます、資料5の裏側を見て頂きたいと思っております、別添として福岡交通圏における指定基準の適合状況というふうに整理しております、見方としては先程の資料4の別紙と、資料5の別添とをあわせて見て頂くと判りやすいのではないかと考えております。

先ず1の実働実車率の要件でございます、平成13年度対比17.8%減少ということございまして指定基準では10%以上減少しておれば適合となっております、ということで福岡交通圏については1の実働実車率の要件はクリアしているということでございます。

続きまして、赤字車両数のシェアの要件ということでございます、どうゆうことかといいますと、当該営業区域ですね、要は福岡交通圏内の赤字事業者が保有する車両数の合計、これが福岡交通圏内の車両の総合計に占める割合、これをですね赤字事業者車両数シェアが1/2以上、又は当該営業区域内の赤字事業者車両数シェアが1/3以上の場合であって、前年度と比較して赤字事業者車両数のシェアが10ポイント以上増加している、こうゆうことになるとこれが基準でございます。

福岡交通圏につきましては、平成25年度のシェアが50.6%という事で先程説明した、シェア1/2これを超えているという事で、特定地域の指定基準に適合しているという事でございます。

続きまして、人口要件でございますが、これは30万人以上の都市を含む営業区域というふうになってますので、福岡の人口は約151万人という事でありまして、これも適合しているという

状況でございます。

続きまして4番、総実車キロの要件でございますが、これが前年度と比較して5%以上増加していない事、これが要件でございます。福岡交通圏の場合は、増加率がマイナス0.2でありますからこれも5%以上増加していないので、適合しているという状況でございます。

次に各指標を書いております、先ず、日車營收または日車実車キロが、平成13年度対比10%以上減少していること、これが基準の一つ、それからもう一つが当該営業区域の走行百万キロ当たりの法令違反件数が、直近5年間の平均値、それと全国の走行百万キロ当たりの法令違反件数の、直近5年間の平均値これを上回っていること。

もう一つの基準が、当該営業区域の走行百万キロ当たりの事故発生件数の、直近5年間の平均値が、全国の走行百万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

以上の3つの内、どれか一つでも満たせば要件を該当することとなりまして、福岡交通圏の場合には、日車実車キロが平成13年度対比17.0%減少でございますので、10%以上減少している、そのためこの基準にも適合しております。

こうゆう条件から、全て特定地域の指定の基準を満たすこととなりましたので、指定基準の6番であります、当該営業区域における協議会の同意があることということで、資料5ですね、これによりまして九州運輸局長の方から、福岡交通圏の準特定地域協議会あて、特定地域の指定についてという事で通知が届いているとの事でございます。

これで私の説明を終わらせて頂きます。

#### 【太田会長】

有り難うございました。

引き続き、タクシー協会が、今後のタクシー事業の適正化、活性化を図るためのためタクシーに関するアンケート調査を実施しておりますので、その説明をして下さい。

#### 【事務局】

それでは、資料(6)の説明をさせていただきますけれども、その説明の前に少し1件だけ修正をさせていただきます。

先程、議題1で要綱の改正につきましてご承認頂きまして、全員賛成で設置要綱の改正は承認されましたという事で、承認頂きましたけれども、会長先生のところからは見えにくかったと思いますが、賛成24名で、反対の方が1名おりまして、挙手されなかった方が2名おられましたので、一応賛成多数という事で、設置要綱の改正は承認されましたということで、修正をさせていただきます、よろしくお願い致します。

それでは、タクシーに関する利用者アンケートにつきまして説明をさせていただきます。

資料6の今後のタクシー事業の適正化、活性化を図るため、タクシー利用者アンケートについて説明を致します。

3月9日から3月25日まで、協会のホームページにアンケート募集の掲載をすると共に、会員を通じまして利用者アンケートを実施しました。

アンケートに付きましては、210部配布しまして回収を110部させて頂いております。

先ず1番目の回答者属性でございますけれども、男性54名女性56名の合計11

0名の方から回答を頂きました。

年齢別ではですね、40代、50代、60才代の方が70%を占めております、職業別を見ても、会社員が61.8%で、次に無職の方が10%というふうになっております。居住地域別に見ますと、福岡市に居住の方が69.1%と多くの回答を頂き、次に筑紫野市と糟屋郡の方から5.5%を頂いております。

それから質問2でございます、どのような時にタクシーを利用しますかとの事で、回答ですが、年に数回程度が1番多くて42.7%、次が月に数回程度が35.5%となっております。それから説明し忘れましたが、1番目の処ですね、下の方に書いてございます帯グラフでございます、これにつきましては、全国で同じような調査をしておりまして、それと同じような項目がありました件をですね、下の方に書かせて頂いております、タクシーの利用回数でございますけれども、利用回数についてはですね、先程申しました様に、年に数回程度が1番多くて42.7%、月に数回程度が35.0%でございます、毎日利用される方が4.5%ありまして、利用しない方も8.2%ありました。右側の円グラフが、今回の調査結果でございます、下の帯グラフが先程いいました、国土交通省がですね今年2月に全国で実施した、内容でございます、調査項目が一致した項目を福岡交通圏と比較したものでございまして、タクシーの利用の回数につきましては、福岡交通圏が多くなっております。

それから2番目としまして、主にどのような場合にタクシーを利用しますかという事で、複数回答でございますけれども、夜間などの他の交通機関が無いときに36.8%と1番多く、次にその他で、通院時、急を要する時など18.8%となっております。

それから3の1でございます、3ページでございますけれども、よく利用する曜日でございますけれども、週末の利用が39.6%と1番多く、次が平日の16.8%となっております。

それから、問い3の3の2でございます、よく利用する時間帯についてお答えくださいとの事に付しましては、午前0時から6時までの深夜が27.7%、次が午前6時から12時までが22.8%というふうになっております。

それから次の4ページでございます、どの様な方法でタクシーを利用しますかという問いに対しまして、電話で呼ぶが43.9%と1番多く、次が町中を走行しているタクシーを止めて乗るが34.5%となっております、全国の数字ではタクシー乗り場からが24.7%と一番多く、次が電話で呼ぶが22.1%で、福岡交通圏の電話で呼ぶ回数が、全国の平均数値を上回っております。

それから問5でございます。タクシーを利用する際に重視する点は、どのような事ですかとの質問に対しまして、ていねいな応接が26.2%で、次が車内の清潔感、快適性で19.5%となっております、3番目が17.2%の安全性となっております、会社名を重視する方は14.9%となっております。全国と比較しまして、安全性、車内の清潔性、快適性、丁寧な応接の重視が高くなっております。

それから問6の普段ご利用になるタクシーサービスの水準について、どの様に感じますかとの問いについては、次の5ページでございますけれども、普通と回答された方が一番多く47.5%、次ぎが良いで45.5%で、3番目が悪いと答えた方も5.9%とありました。これについては、全国と同じような数値になっております。

それから問7でございます、ここ数年でのタクシーサービスの水準の変化について、どのように感じますかとの問いに対しまして、良くなっているが65.3%で1

番多く、次が変化を感じないが28.7%というふうになっておりまして、良くなっていると回答した割合がが大きく全国を上回っております。

次の6ページの間8でございます、タクシー乗車中に事故の危険を感じた事がありますかとの問いに対しまして、65.3%が無いと答え、34.7%の人があると答えており、3人に1人の方が危険を感じた事になっております。福岡交通圏では、事故の危険を感じたと答えた方が、全国を上回っております。

それから間8の1でございます、あると選択をされた方はどのような場合に、危険を感じましたかとの問いに対しまして、あると答えた方が35名ほどおられまして、16名の方がスピードの出し過ぎ、7名の方が急ブレーキというふうになっております。

それから次の7ページでございますけれども、間9のタクシー運転手の平均年収が全産業での平均を大きく下回っていることをご存知ですかとの、問いに対しまして、知っているが64.5%で知らない人の34.5%を上回っております、全国では知らない方が多くなっております。

それから間10でございます、タクシー運転手の労働環境、賃金が歩合給というのをご存知ですかとの問いに対しまして、知っているが75.5%で、知らない方が24.5%上回っております、福岡交通圏の方が全国平均を少し上回っております。

それから間11でございます、タクシー運転手の平均年齢が現在58.3才であることをどう思いますかとの問に対しまして、若いドライバーが増えて欲しいが76.7%と一番多く、次が年齢が高くても構わないが21.1%となっております、若いドライバーが増えて欲しいという回答が、福岡交通圏の方が全国を大きく上回っております、ちなみに福岡交通圏の平均年齢はですね、59.1才となっております、全国平均より少し高齢化が進んでおります。

それから間12でございます8ページでございます、タクシー運転手の女性比率が2.3%であることについて、どの様に感じますかとの問に対しまして、少ないが78.2%と一番多く、次がちょうど良いの18.2%となっております、全国平均と同様な数値になっております。ちなみに福岡交通圏の女性ドライバーの方は現在168名程在籍しております。

それから間13でございます、全国のタクシー会社の6割以上が赤字経営である事は、ご存知ですかという問に対しまして、知らない方が80.9%で、知っている人が18.2%で大きく上回っております、知らない方が上回っております、これも全国と同様な数値となっております。

それから間14でございます、駅前や繁華街など町中のタクシーが多いと感じますか、少ないと感じますかとの問に対しまして、多いと感じた方が52.7%で、次がどちらとも言えないが27.3%、3番目が非常に多いが19.1%となっております、福岡交通圏の方が多いと感じた方が多くなってります。

それから間15でございます、タクシー会社が法令違反、スピード違反、駐車違反等をしている処を見たことがありますかとの問に対しまして、見かけた事があるが54.5%で、見かけないが24.5%、3番目が頻繁に見かけるが20%となっております、福岡交通圏が全国より法令違反を見かける事が多いようになっております。

それから間16でございます、普及を望むタクシーサービスはどの様なものですかとの問に対しまして、スマートフォンのアプリを活用した配車サービスが27.8%

と多く、次が子育て支援タクシーが18.3%となっておりまして、全国平均に比べますと、スマートフォンのアプリを活用した配車サービスを望む声が多くなっております。

それから10ページの間17でございます、今後あれば良いと思うサービスどの様なものですかとの間に対しまして、その他の意見が一番多く、通院介助、買い物代行、それから高齢者サービス、乗合タクシーが一番多く76%で、次がポイントサービスと観光に対する知識の向上が8%になっております。

それから最後の18番でございます間18でございます、利用者としてどの様な事をタクシーに望みますかとの間に対しまして、安全運転を心掛けて欲しいが1番多く25.3%、次がタクシー待機場の設置が24.2%となっております。

アンケートの結果を受けましてですね、現在、福岡市タクシー協会で行っております、中洲地区の実証実験を行っております、これを本格的に継続実施することによりまして、交通環境の改善を図ることによりまして、乗り場の改善、利用者利便の向上を図ると共に、プレミアムタクシーの推進、観光タクシーのルートの新設等を行っていく事により、タクシー事業の活性化をですねこれからも図って行きたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### 【太田会長】

只今、議題(3)の特定地域指定の件について説明として、それぞれ資料(2)から資料(6)の説明をいただきました。

特定地域の指定については、九州運輸局長から当協議会に対して同意するかどうかその意見を聞かれております。

説明のありました福岡交通圏における適正化・活性化事業の取組について、アンケート結果を参考にして構成員の皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

各構成員の皆様からご意見を承りたいと存じます。どうぞ。

#### 《各構成員から意見》

#### 【ブルーズー・青柳委員】

皆さんこんにちは、ブルーズー有限会社の青柳と申します。

私はこの特定地域に対して反対でございます。

理由としましては、このままですね、タクシー業界自体がお客様が減っていくという事を理由にですね、台数を制限していくという事に関して、その先に業界自体の活性化というものはないと考えております。

我々が今本当にやるべき事は、高齢化社会と観光客の誘致に対して、しっかりとしたサービスを提供する事によって、タクシーのお客様自体の数を増やしていくと、バスとかレンタカーだとか自家用車をご利用のお客様に、付加価値の高いですねサービスの提供が出来る乗務員を育てて教育して管理して、バスとかですね車ではなくて、タクシーもいいなというようなサービスを提供出来る会社をですね作っていくことが、大切というふうに感じております。

そういった意味では私は反対でございます。

**【中野委員】**

私、福岡ハイタク労連の中野と申します、労働組合です。そもそもこの法律が出来たのは、ひとつ大きな問題として、私達運転手の労働環境の改善という、大きなものが含まれていたと思います。この法律は、衆参両議院全回一致で承認された法律です。

今説明の中にもありました様に、私達タクシー労働者の年間所得というのは、福岡の場合年間300万ってないです、260万そこそこなんですよ、これで飯は食べます、子供を学校にやれますか、やっぱりうちの組合員さんでも、私が単組で委員長をやった時なんか、泣きながら子供を学校にやれんと、毎晩地べたに這い付くように仕事しながらやっても給料は増えんと、それを何とかしようとしたのがこの法律なんです。それを今一度ここにご臨席頂いております皆様方には考えて頂いて、是非、指定地域受けられるように協力をお願いしたいと思っております。以上です。

**【太田会長】**

今あの、ブルーズーさんが反対で、ハイタク労連さんですねが、指定に賛成という事で、はいどうぞ

**【MK喜田委員】**

福岡MKタクシーの喜田と申します、よろしくお願ひ致します。私共も特定地域の指定は反対でございます。先ず我々の先程もお話ありました様に、労働の人口が高齢化していく自然とですね、労働人口というのは減っていくそういう事も一つ挙げられますますし、我々はドライバーをしっかりと働かせる、車を動かすそれで利益を上げる、ドライバーにも高い給料を与えるという事を目的、目標としてますし、そのドライバー、今、稼働しているドライバーを働けない状態にする、ただ単なる台数制限という事であるならば、これも労働者の首を切るという事にもなってまいりますので、それに関しては絶対反対です。

ドライバーの生活向上の為にも、やっぱり車を動かすそして先程おっしゃってたように、サービスの質の向上をしっかりとさせていって、お客様にやはりタクシーがあるんだ、安心してタクシーに乗れるんだという環境を、我々は作って行かなくてはいけないというふうに思いますので、台数を削減するマイナスの議論ではなくて、もっともっと我々が自ら考えてどうゆうふうに、タクシーのご利用のお客様を増やしていくか、という事を考えていかなければならないというふうに思いますので、私達は反対します。

**【太田会長】**

MKさんが反対、どうぞ。

**【福岡商工会議所・西岡委員】**

地域住民の代表ということで、経済団体であります福岡商工会議所の西岡と申します。

私の方は結論から申し上げますと、反対とか賛成とか専門家でもございませんので判りませんが、先ず、運輸局さんの方からご説明頂きました通り、諸条件には該当しているという状況は良く判りました。ただ資料5にも書いてあります通り、やっぱり協議会において同意を得た上で進めなければいけないと、更に特定地域、準特定地

域等の基準等によって、事業者さんの受ける影響であったりとか、あと福岡にいきますと今後、ほかの地域はどんどん人口が減っていくと状況ではございます事、福岡はもう暫く人口が延びていく、更にコンベンションの回数とかが増えて行くとかいう状況を考えますと、今みたいにですね車両の増加を制限するとかいうのは難しいのかなと、うまくまとめきっておりませんが、私を感じた処によりますとやはり、こういった協議会のですね、同意というか総意の基にこういったものは、進めていくべきだと思いますので、今の段階ではですね、まだちょっと意見がまとまりきっていないのではという事で、継続審議の方向で進めて行かれた方がよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

#### 【太田会長】

色々とお難うございます、今の商工会議所としては継続審議でどうかと

#### 【内田委員】

全国自動車交通労働組合総連合福岡地方連合会の内田と申します。この改正タクシー特定地域特措法は、そもそも改正の主旨というのがありまして、これは国会で金子一義・衆議院議員が主旨説明の中で述べてる訳ですが、運転者の労働条件の改善や、タクシーのサービス水準の向上などを実現し、利用者にとって更に安全で安心して利用出来る公共交通機関として進化させる、それがこの法律の目的であります。

先程、中野委員の方からもタクシーの労働条件、賃金水準も示されましたけれど、一番新しいデータで264万円というのが、福岡のタクシー労働者の平均賃金であります。ですからかなり乖離率というのが、非常に一般の労働者の方の平均から比べても半分くらいで働いている、労働時間は長くなって来ている、やはりですね、寝る時間を酷使して、で何とか稼いでいかななくてはいけないという状況に、労働者の方はあります。

やはりですね安心安全というものは、国民の皆様の公共の福祉の為に、この法律が改正された訳ですから、その為の適正化という事なんですね。そしてやはり適正化にはですねタクシー労働者の双肩にかかっている訳ですね安全安心というのは、その為にはやはり一定削減していかなくてはいけない、良くこのデータが出来たなと私思ったのが、お客様達はですね、先ず、何を望まれているかという、今後あればいいと思うサービスという中にはですね、過剰なサービスは不要という言葉がデータの中に出ているんですよ、これで活性化を図って労働条件を上げるという事は非常に難しいだろうなと感じました。

それともう一つがですね、今の現状でやはりタクシー乗車中に危険を、事故の危険を感じた事がありますかという中であるという方がですね34%もおられる、あるという方で答えられたのが、スピードの出し過ぎと急ブレーキという事なんですけど、やはり過労からくるヒヤリハットが重なって、急ブレーキになったり、もしくはやはりどうしても、たくさんお客様を乗せなきゃいけないという点からスピードが出てしまふ、色んな問題が出てくると思うんです。もう一点言いますと賃金がタクシーの場合低いものですから、博多駅においてもですね、乗り場で乗らずに外で乗られる方もある訳で、何故かという長い時間なかで並んでいると、タクシーの運転手さんに近い距離で乗ると嫌な顔をされると、それもですねデータの中に接客の問題で出てきてい

る訳ですよ。その為には需給のバランスがきちんと取れた形にならなければいけない、そのために運輸局の方としてもですね適正な台数、その乖離率が出てくる訳ですけどそこまでは行って、削減していく必要があるという事で数字が出てくるという事です。

もう一つはですね一つ矛盾点があるのが、適正化を図っていく上で特定地域になる為の指定の基準に福岡交通圏はなってる訳ですね、にも拘わらず準特定地域のままであるという事は、供給過剰の恐れがある地域としての準特定地域ですから、その違いがかなり出てくる、現時点で供給過剰であるから特定地域としての手立てをして行こうとする事ですから、私達、労働組合としてはですね、特定地域に入ることを勿論賛成という事の立場で、皆さん考えて頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

#### 【太田会長】

ありがとうございました。自動車交通労働組合総連合、福岡地方連合会は指定に賛成ということでした、どうぞ、また続いてご意見を申し上げます。

#### 【中井委員】

福岡市タクシー協会の中井でございます。本日は私共福岡のタクシーの今後を左右する重要案件をご審議頂きまして、誠に有り難う御座います。当協会は特定地域に入るか入らないかという事で、今まで協会で何度も何度も協議を重ねております。

しかし、会員の中から今までの経過、特措法になって業界630台ぐらい減車をやっておる訳ですけども、その後、公定幅運賃こうゆうものが出てまいりました、この公定幅運賃、これも前協議会で決定されて、我々その中に入った訳ですけども、この運賃についても最終的に公定幅運賃に入らない、入っていない事業者に国からの通達が、どうゆうふう到最后になるのか、その処が見えてこない、そして我々業界会員だけで減車をやるという事になってくる訳ですけども、じゃその次に会員外はどうなるのかなと、というような非常に会員の中で大きな不信感が今出て来ております。

この運賃の問題に関しましては、先程、労働組合の方が言われました様に、やはり乗務員の賃金の改善という処をやって行かないと、新しい血は入って来ないという形で我々も賛同しております。

そして台数についても削減についても、基本的には同じ考えなんですけども、その処の不公平感が払拭されるのかどうかという処で、非常に今協会の中で意見がまとまっておりません、本当に今回申し訳ないんですけども、協議会の会長に申し上げますけども、福岡市のタクシー協会としては、意見がまとまっていない状況でございます。

しかし、6月一杯までに特定地域に入るのか、入らないのか、局の方に報告をしなければなりませんので、それまでには何とか協会の意見を一本にまとめた中で、ご報告をしたいなというふうに思っております。

この適正化というのは、本当に大事な事だと思いますけども、台数の事とかさうゆう事を言うちょっといけない事ですけども、福岡市のタクシー協会99社あります、その内の41%が30台以下の零細企業なんです、さうゆう中で今まで630台くらい減車してきた訳ですけども、特定地域に入ると更に、また大きな減車が必要になってくる、そうすると経営の根本もどうなるのかなという処も懸念されております。

活性化に付きましては、一番最初に自動車部長の方からお話がありました様に、福岡のプレミアムタクシーというのを、普通のタクシーと同じ運賃で運行しておりますし、また、空港、博多駅そこには、タクシーコンシェルジュとして英語、韓国語、中国語を話せる、タクシーコンシェルジュを配置して、活性化の方も一生懸命にやっております。

そうゆう事で、非常に高い評価も受けている訳ですけども、これは本当に福岡だけじゃなくて、全国のタクシーの将来を決める事になるかと思っておりますので、申し訳ございませんが、今暫くお時間を頂きたいなと思っております。

よろしくお願い致します。

#### 【太田会長】

有難う御座いました。あっどうぞ。

#### 【占部委員】

福岡MK労働者代表で占部と申します。

先程来から自交総連の労働連合とかございましたが、私共は先程お話に出てらっしゃいましたが、タクシー協会の方には帰属しておりません小さい事業者の方ではございますが、私も半専従ですので乗務しております、非常に賃金の低さを車を減らすことによって確保したいという事、先程来からおしゃっておられましたが、車の減る減車されるという事は、私共働く場所無くなりますね、今、働いている乗務員の方に車を提供出来ない、車減車になりましたから辞めて下さいという形、そういった政策で減車をして収益を上げるという事ではなく、先程、ちょっと参照ページが判りませんが、お客様が望んでらっしゃった方の中でも若いドライバーの方が欲しいと、やはり福岡の場合は全国平均より1才程高齢化なりますと、今後労働者の高齢化が進んで行く中でまたそこで、輪をかけた状態で車が無いと、職場が無いというふうな私共は車が無いという事は、職場が無いというふうに思います。

減車イクオール職場が無くなる様な形であればですね、減車を対象とする特定地域という枠組の中で減車をされるという事になりますと、少ない車両で営業している私共にとっては非常に痛手という事、ご報告したいと思っております。

有難うございました。

#### 【太田会長】

MK労組さんは反対と、えーほかに、ご意見どうぞ

#### 【内田委員】

あの一点意見を交換しておった方が良いと思っておりますけども、先ず私が思うのは、現在ですね、稼働率というのが一番新しいデータでいってもですね、76%ぐらいが1月頃の話だと思うのですが、稼働してないんです、タクシーが24%稼働していないという事なんです。先ずそこから減らして行く訳ですから、生首を飛ばすという事は減車をしたからといってある訳ではありません。それが先ず一点です。

それとサービスを上げれば活性化するという事であればですね、今のタクシー労働者の賃金を上げる為には、輸送需要量というのがですね、大幅に拡大しない事には一定の賃金水準にはならないという、日車營收でいえば35000円という金額がです

ね、もともと目標になっていましたけれども、そこに行こうと思ったら、今の輸送需要量を相当数上げなきゃいけないという事ですので、なかなか活性化もですね色々な取組がされていますが、そこまで輸送需要量が上がったというデータが、国土交通省の本省の方にも確認しましたが、今の処出ておりません。

もう一点言いますと、交通事故やはりこれが一番危惧される訳ですよ、ここの準特定地域協議会は、そこは皆さんが非常に責任あるとこだと思うんです。タクシーはバブル景気の頃はですね1990年代の話ですが、その頃はですねだいたい今よりタクシーを第一当事者とした交通事故がですね、400件から800件くらいは少なかったんです。

要するに仕事が沢山あるときは賃金水準も高いし、残業もしなくていい過労も少ない、そういった点で交通事故が少なかったんですよ、しかし今現在ではですねここ数年データを取って見たら1600件から2000件くらいが、タクシーの第一当事者とした交通事故が増えているという事なんです。これはですね非常に今、警察の方も非常に色々努力されてると思うんですけども、なかなか減る傾向にないと、そこで死亡事故等も起こっている訳ですから、そういった意味ではですね、私達産業が全体でどうやって変えていくかという事で、個別の事業者さんのいろんな事情はあると思えますけども、ここが非常に重要なのは全体で福岡交通圏の中でですね、どうやって適正なタクシー産業にしていくかという事が問われている訳ですから、そういった意味では需給バランスが取れていないというデータが出ている訳なので、それに関してはですね皆さんでいって特定地域にして行くという事で、その中でですねどうゆう供給量を削減して行くかという事は、話し合うというのが次のステップですから、まずは特定地域に入るとい事が非常に重要だとい事だけは申し上げておきたいと思えます。以上です。

#### 【太田会長】

どうも有難う御座いました。ただ今、構成員の皆様方から色々なご意見がありました。また、特にタクシー協会中井会長からはこの案件は、協会に取りまして将来を左右する大事な案件の為、まだ意見がまとまっておりませんという事でありました。

この為議題3特定地域に指定される事に同意するか、しないかという採決を行う事は大変難しいのではないかというふうに思っております。一方、運輸支局さんからは福岡交通圏は特定地域の指定基準に適合しているという説明がありました。その為、本協議会では皆様方の意見を聞いて、合意するのかしないのかという結論を出さなくてはなりません。

仮に合意するとすれば、協議会の意見を国土交通省に6月30日までに報告しなければなりません。合意しない場合も同様の取扱であります、6月30日までに意思表示をしなければなりません、合意すると報告を国土交通省に提出した場合には、運輸審議会に諮問しましてその答申を受けて、特定地域として指定される事になります。

また、今回の協議会で合意も否定も出来ない、すなわち採決を見送った場合には、継続審議として再度6月30日迄に協議会を開催し、合否の結論を得るようにするという事も出来るようになっております。それでも合意又は否定という結論がどちらか出ない場合には、現在の準特定地域のままに、そのままになるという事でありました。

この様に本協議会の意見はタクシー業界に取りまして、大変重要な案件であります、従って皆様方の十分な審議を頂いて採決したいと存じます。

運輸局さんの方から何かご意見ありますか。いいですか、まだあの、はいはい

【内田委員】

度々すみません、今会長の方から同意、不同意という事をどうするかという問題が出てますけれども、仮に延ばしたとしてもそうですけども、この問題は労働条件改善と安心安全というものがかかっている訳です。今現在が供給量が過剰になっているという事もあるって、ここで諮って行く訳ですけれども、もしこれをですね不同意という事であるならば、その不同意とされる根拠どうやって労働条件改善と安心安全を担保するのか、今やはり安心安全でかなりの弊害が出て来てますから、そういった点ではどうやってそれを担保するのか、合理的な理由がですね、次の会議までに必要になると思います。

事業者さん達がこれを反対されるのであれば、全体の安心安全と労働条件の改善をどう図るのか、活性化でここ数年ずっとなかなか活性化をやってもですね、需要量が落ちている状況であるにも拘わらず、どうやって労働条件改善するか合理的な根拠を示して頂かない事には、なかなかこれはですね、この協議会の真価が問われるという事だけは申し添えておきたいと思います。

よろしく申し上げます。

【太田会長】

他にありませんか、意見も出尽くした様でありますので、ご意見などをお伺いした限りでは、合意に賛成の方反対の方、また合意について決めかねておられる方。それぞれおられる様でございます。このような状態ですのでこれから採決を取りたいと思いますが、私の方から会長提案として次の案でどうでしょうかと思います。

この場で合意するか否かの採決をするのではなく、本日はタクシー協会さんの意見集約も出来ておりませんので、継続審議とするという選択と、このまま審議を進めて特定地域の指定の可否の採決を行う、このどちらかで決めてよろしいでしょうか。

(異議無しの声あり)

有難うございます。

異議無しという事でございますので、二通りの方法で審議を進めることに致します。

提案の1継続審議にするという事に一括して賛否を問いたいと存じます、賛成の方挙手をお願い致します。有難う御座います。

じゃ反対の方、挙手をお願い致します、

さっき見落とししたりしてますので、反対の方おられませんね。

それでは全員賛成という事でありまして、議題3特定地域の指定に同意するかどうかについては、継続審議とさせていただきます。

今後どうゆうスケジュールになるのか、事務局の方から説明して下さい。

【事務局】

ただ今、会長から議題3の特定地域の指定の件は、継続審議とする旨の指示がござ

いました、協議会を開催する場合協議会要綱第5条第12項により、協議会開催日の45日前までに公表するようになっておりますけれども、国土交通省の見解では次の二つの要件を満たせば、後日協議会を開催することも可能とされています。

本日の協議会で継続審議として認めた場合、  
新たな議題を追加しない。

この二つの条件でございまして、本日の協議会で一番目の継続審議と認めた場合については認められました、新たな議題を追加しないに付きましても、次回新たな議題は追加しないで、本日の第2回協議会を継続するという事で開催をしたいと考えております。

継続審議の開催日の予定でございますけれども、継続審議のある場合、ならない場合を、私の方で色々想定をしまして、会場を取る関係も御座いまして探しておるのですけど、日程的には6月の11日の木曜日ぐらいを考えておりますので、一応6月11日に皆様方に予定表を入れて頂きたいと思っております。会場等に付きましてはです、ね決定しましたら、案内をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

以上で御座います。

#### 【太田会長】

ただ今、事務局から説明がありましたように、議題(3)の特定地域指定の件につきましては、継続審議の為の協議会を6月11日木曜日13時30分から開催するという事に致したいと思っております。

会場等が正式に決まりましたら、ご案内させていただきますのでよろしくご出席下さいませようよろしくお願い致します。

次に議題の(4)その他であります、事務局の方で何かありますか。

#### 【事務局】

事務局の方では何も準備してございません。

#### 【太田会長】

何もないと言うことですが、継続審議になりました本案件は、タクシー事業者にとりましても、また、タクシーで働く乗務員にとりましても大変重要な案件であります。

そのため、十分時間をかけて協議していただき、タクシーが地域における公共交通機関としての、その機能を十分に発揮できますようにする事が大変重要であると考えております、次回の協議会もそういう事でよろしくお願い致します。

それでは、これをもちまして、会長の務めを終わらせていただきます。

皆様には、最後まで活発なご審議を頂きましてご協力頂き、スムーズな進行が出来たことを御礼申し上げます。有難う御座いました。

#### 【事務局】

太田会長様には議事の進行大変有り難うございました。

これをもちまして、第2回福岡交通圏タクシー準特定地域協議会を閉会をさせていただきます。

本日は、大変にありがとうございました